

第十二回訊問調書

大正十三年五月十四日：市ヶ谷刑務所

金子文子

(冒頭省略)

1問 (立松) 被告が朴と相談の上、金重漢に対して爆弾入手のことを頼んだのは、皇太子殿下のご結婚期にそれを使用する考えからであったとの前回の申立ては相違ないか。

答 (文子) そうです。

2問 被告らが金翰に対して爆弾のことを頼んだのも、やはり殿下のご結婚期を期していたのではないか。

答 私は朴が、金翰と連絡をとるために京城に行った頃には、その近い将来に坊ちゃんのご結婚式があげられるということを知っておりました。

その当時、坊ちゃんのご結婚式の時日はしっかりきまっていなかったと記憶します。とにかく、その近い将来に結婚式の行列の実現される事が予想されておりました。それゆえ私はその最も好い機会の行列にまでに爆弾を間に合わせるために、朴が京城に行ったのであったと記憶しております。

3問 朴が京城に出発するに際して、被告は朴との間にご結婚式までに間に合わせることを協議したか。

答 私は朴と、ご成婚お式の際には坊ちゃんに爆弾を献上しようということで始終話し合っておりました。

それが朴の京城に出発する以前のことであったか、以後のことであったか、只今しかと記憶しておりません。とにかく私は、朴が京城に出発する頃からご結婚式に爆弾を使用することが一番好いと思っておりましたので、朴も金翰に対しては、それまでに爆弾を間に合わせてくれるようにといたはずだと思っております。

4問 朴は京城から帰って後、被告に対して金翰との間にお式までに爆弾を間に合すように協議して来たかと告げたか。

答 私は朴からそのような話があったとは聞いておりません。朴は京城から帰って来てから、私に、いよいよ金翰から爆弾を分けてもらうようにして来たかと申しただけでありました。

5問 それでは朴が京城から帰ったという大正十年暮頃より、金相玉事件のために金翰から爆弾を入手することができなくなったという、大正十二年春頃までの間に、被告は朴と金翰から爆弾が来た以上はそれをお式の時に使用することを協議したか。

答 私と朴との間にはご結婚式にそれを使用しようという話は幾度もありましたが、それがその頃のことであったか、どうであったか、どうもしっかりとした記憶が残っておりません。

6問 金重漢との関係についてのときはどうか。

答 その時には明らかに私と朴との間に、行列に使うという話がありました。

7問 その爆弾を誰に投げるというのか。

答 つまり坊ちゃん一匹¹をやっつければよいのであります。

天皇をやってもよいのでありますが、行列の機会が少ないのと天皇は病人ですから、坊ちゃんをやるのとは宣伝価値が違って甲斐がありません。それで坊ちゃんを狙ったのです。

8問 爆弾入手の上はそれを誰が投げるはずであったか。

答 むろん私も朴もそれを投げるはずでありましたが、そのほか同志の新山や崔圭悰、山本勝之にもそれを頼むつもりでありました。

それは新山と山本とはかねて肺病に悩んで死を覚悟しており、崔は癩¹てればどんな直接行動でもする人ですから、私と朴とはこの三人を使って私らが爆弾を投げると同時に、議会や三越、警視庁、宮城等に手を分けて爆弾を投げてもらうつもりでありました。

もっとも新山については、新山が金重漢と恋愛関係に陥った頃から、私らは新山の性格がこの種の直接行動をすることに適していないと感じましたので、その以後は兩人を使う計画を捨てました。

9問 被告は皇太子殿下に爆弾を投げることを唯一の目的としていたのか。

¹ この予審問を受けてから一週間後、文子は、たまたま拘留所を訪れた立松に再びの面談を求めた。

皇太子のことを「一匹」と呼んだみずからの陳述について、醜い言葉だったことを認め、「一人」に訂正したいとわざわざ申し出たのだ。しかし、国家観・天皇観について述べた内容を撤回するつもりはなく、爆弾投擲を企図したことも相違ないと再度言明している。

まさに、文子の決意と覚悟のほどがしのぼれるエピソード。

答 つまり坊ちゃん一人に爆弾を投げればよいのでありますが、もしできるなら坊ちゃんと一緒に、大臣らの政治の実権者もやっつけたいと思っていました。

もっとも爆弾を手に入れてからその機会を狙ってまごまごしていたため、お役人につかまってしまえば、それこそ今の私の身の上のように馬鹿を見ますから、どうしても機会がなかったら今度は宣伝方面に着目して、メーデー祭の時とか、議会の開会式のような時にその爆弾を投げようと考えておりました。

10問 朴も被告と同じように、主として殿下に爆弾を投げるつもりでいたのか。

答 そうであります。

11問 被告はなぜ皇太子殿下にそのような危害を加えようとしたのか。

答 私がかねて人間の平等ということを深く考えております。人間は人間として平等であらねばなりません。そこには馬鹿もなければ利口もない。強者もなければ弱者もない。地上における自然的存在たる人間としての価値からいえば、すべての人間は完全に平等であり、したがってすべての人間は人間であるという只一つの資格によって、人間としての生活の権利を完全にかつ平等に享受すべきはずのものであると信じております。

具体的にいえば人間によってかつてなされた、なされつつある、またなされるであろうところの行動のすべては、完全に人間という基礎の上に立っての行為である。したがって自然的存在たる基礎の上に立つ、これらの地上における人間によってなされたる行動のごとくは、人間であるという只一つの資格によって、一様に、平等に人間的行動として承認されるべきはずのものであると思いません。しかしこの自然的な行為、この自然の存在自体が、いかに人為的な法律の名の下に拒否され左右されつつあるか、本来平等であるべき人間が、現実社会にあってはいかにその位置が不平等であるか、私はこの不平等を呪うのであります。

私はつい二、三年前までは、いわゆる第一階級の高貴の人々を、いわゆる平民とほどここに違った形と質とをそなえている特殊の人種のように考えておりました。ところが新聞で写真等を見ても、いわゆる高貴のお方は少しも平民と変らせられぬ。お目が二つあって、お口が一つあって、歩く役目をする足でも、動く手でも少しも不足するところはないらしい。

いや、そのようなものの不足する畸型児はそうした階級には絶対になくはないと考えていました。

この心持ち、つまり皇室階級と聞けば、そこには侵すべからざる高貴なある者の存在を直感的に連想せしむるところの心持ちが、恐らく一般民衆の心に植つけられているのでありましょう。ことばを換えていえば、日本の国家とか君主とかは、わずかにこの民衆の心持ちの命脈の上に繋がりがかかっているのであります。

もともと国家とか社会とか民族とか、または君主とかいうものは一つ概念に過ぎない。ところがこの概念の君主に尊厳と権力と神聖とを付与せんがために、ねじ上げたところの代表的なるものは、この日本に現在行われているところの神授君権説であります。いやしくも日本の土地に生れた者は小学生ですらこの観念を植つけられているごとくに、天皇をもって神の子孫であるとか、あるいは君権は神の命令によって授けられたものであるとか、もしくは、天皇は神の意志を実現せんが為に国権を握る者であるとか、したがって国法は即ち神の意志であるとかいう観念を、愚直なる民衆に印象づけるために、架空的に捏造した伝説に根拠して、鏡だとか刀だとか玉だとかいう物を神の授けた物として祭り上げて、しかつめらしい礼拝を捧げて、完全に一般民衆を欺瞞している。こうした荒唐無稽な伝説に包まれて眩惑されている儼然たる民衆は、国家や天皇をまたとなく尊い神様と心得ているが、もしも天皇が神様自身であり神様の子孫であり、日本の民衆がこの神様の保護の下、歴代の神様たる天皇の霊の下に存在しているものとしたら、戦争の折に日本の兵士は一人も死なざるべく、日本の飛行機は一つも落ちないはずでありまして、神様のお膝元において、昨年のような天災のために何万という忠良なる臣民が死なないはずであります。

しかしこのあり得ないことがあり得たという、動かすことの出来ぬ事実は、すなわち神授君権説の仮定に過ぎないこと、これに根拠する伝説が空虚であることを、あまりに明白に証明しているではありませんか。全智全能の神の顕現であり神の意志を行うところの天皇が、現に地上に実在しているにもかかわらず、その下における現社会の赤子の一部は、飢えに泣き、炭坑に窒息し、機械に挟まれて惨めに死んでいくではありませんか。この事実は取りも直さず、天皇が実は一介の肉の塊であり、い

わゆる人民と全く同一であり、平等であるべきはずのものであることを証拠立てるに、あまりに充分ではありませんか。ね、お役人さんそうでしょう。

日本は連綿として絶ゆることなき天皇を戴き、世界に比類なき国体である。この国に生まれ合わせたことは、人間として唯一の誇りであるから、それを発揚するために努力せねばならぬとは、小学校時代に私の教えられたところでありました。しかし一つの血統、それは嘘か真かわかったものではないが、とにかく一つの系統の統治者を戴くということが、それほどにも大きな名誉でありましょうか。かつて私は、海に沈んで魚の餌食となったという安徳天皇とやらは、わずかに二歳で日本の統治者としての位を負っていたと聞いております。こうした無能な人間を統治者として祭り上げておくということが、果たして被統治者の誇りでありましょうか。むしろ万世一系の天皇とやらに、形式上にもせよ統治権を与えてきたということは、日本の土地に生れた人間の最大の恥辱であり、日本の民衆の無知を証明しているものであります。

天皇の現に呼吸しているそばで多くの人間が焼死したという今年の惨事は、即ち天皇が実は愚かな肉塊に過ぎないことを証明すると同時に、過去における民衆の愚かなおめでたさを嘲笑しているものであります。

学校教育は、地上の自然的存在たる人間に教える最初において、「ハタ」を説いて、先ず国家的観念を植つけるべく努めております。等しく人間という基礎の上に立ったもろもろの行動も、只それが権力を擁護するものであるか否かの一事を標準として、すべての是非を振り分けられている。そしてその標準の人為的な法律であり道徳であります。法律も道徳も社会の優勝者によりよく生活する道を教え、権力への服従をのみ説いている。法律を掌る警察官は、サーベルを下げて人間の行動を威嚇し、権力の壘を揺るがず贖のある者をば片っ端から縛り上げている。また裁判官という偉い役人は、法律書を繰っては人間としての行動の上に勝手な断定を下し、人間の生活から隔離し、人間としての存在すらも否認して権力擁護の任に当たっている。

かつて基督教が全盛であった時代には、その尊厳を保つためにその説くところの神の迷信的な奇蹟や、因襲的な伝説の礎の揺るがざることを恐れて科学的な研究を禁止したと同様に、国家の尊厳とか天皇の神聖とかが一場の夢であり、単なる錯覚に過ぎないことを明らかにする思想や言論に対しては、力をもってこれを圧迫する。

かくして自然の存在たるすべての人間の享受すべき地上の本来の生活は、よく権力へ奉仕する使命をまっとうし得るものに対してのみ許されているのでありますから、地上は今や権力という悪魔に独占され蹂躪されているのであります。

そうして地上の平等なる人間の生活を蹂躪している、権力という悪魔の代表者は天皇であり皇太子であります。私がこれまでお坊ちゃんを狙っていた理由はこの考えから出発しているのであります。

地上の自然にして平等なる人間の生活を蹂躪している、権力の代表者たる天皇、皇太子という土塊にも等しい肉塊に対して、彼らより欺瞞された憫れなる民衆は、大袈裟にも神聖にして侵すべからざるものとして、至上の地位を与えてしまっただけ搾取されている。

そこで私は一般民衆に対して、神聖不可侵の権威として彼らに印象されているところの天皇、皇太子なる者は、実は空虚なる一塊の肉の塊であり木偶に過ぎないことを明らかに説明し、また天皇、皇太子は、少数特権階級者が私腹を肥やす目的の下に、財源たる一般民衆を欺瞞するために操っている一個の操り人形であり、愚かな傀儡に過ぎないことを、現に搾取されつつある一般民衆に明らかにし、またそれによって、天皇に神格を付与しているもろもろの因習的な伝統が、純然たる架空的な迷信に過ぎないこと。したがって神国とまで見做されている日本の国家が、実は少数特権階級の私利を貪るために仮設した内容の空虚な機関に過ぎないこと。ゆえに己を犠牲にして国家のために尽すという、日本の国是とまでみなされ讃美され鼓吹されている、かの忠君愛国なる思想は、実は彼らが私利を貪るための方便として、美しい形容詞をもって包んだところの、己れの利益のために他人の生命を犠牲にする一つの残忍なる欲望に過ぎないこと。したがってそれを無批判に承認することは、すなわち少数特権階級の奴隷たることを承認するものであること等を警告し、そうして従来日本の人間の生きた信条としている儒教に基礎を求めている他愛的な道徳、現に民衆の心を風靡し、ややもするとその行動をすらも律しがちな権力への隷属道徳等の観念が、実は純然たる仮定の上に現れた一つの錯覚であり、うつろなる幻影に過ぎないことを人間に知らしめ、それによって人間は完全に自己

のために行動すべきもの、宇宙の創造者はすなわち自己自身であること、したがってすべての「モノ」は自分のために存在し、すべての「事」は自分のためになされねばならぬこと等を民衆に自覚せしむるために、私は坊ちゃんを狙っていたのであります。

私はいずれ近いうちに爆弾を投擲することによって、地上に生を断とうと考えておりました。私が坊ちゃんを狙ったということの理由として、只今まで申し上げました外界に対する宣伝方面、すなわち民衆に対する説明は、実は私のこの企て、私の内省にやや着色し光明を持たせたものに過ぎないのであって、取りも直さず自分に対する考えを他に延長したもので、私自身を対象とするそうした考えがすなわち今度の計画の根底であります。

私自身を対象とする考え、私のいわゆる虚無思想についてはすでに前回詳しく申し上げておきました。

私の計画を突きつめて考えてみれば、消極的には私一己の生の否認であり、積極的には地上における権力の倒壊が窮極の目的であり、またこの計画自体の真髓でありました。

私が坊ちゃんを狙ったのはこうした理由であります。

12問 被告の身体の都合はどうか。

答 身体の都合ですか。それはとっく前に済みました。

13問 被告は改心してはどうか。

答 私は改悔せねばならぬようなことは断じてしておりません。なるほど私の思想や行動計画は、他人の迷惑となるから悪だともいえませんが、しかしこれと同時にそれは私自身を利するものであります。

自分の利のために計る事は決して悪ではなく、かえってそれは人間の本性であり、生きる条件であります。もし自分のために計る事が悪であるとするなら、その責任は人間自体にあり「生きること」にあります。私にとっては自分を利することはすなわち善であると同時に自分を不利にすることはすなわち悪であります。

しかし私は善なりと信ずるがゆえに計画を行ってきたものではありません。したいからして来たに過ぎないのであります。他人が悪なりとしていかように批難しようとも、自分の道をまげ得ないと同様に、お役人が善なりとしていかように私を憐れて下さいましても、自分がなしたくなければ致しません。

私は今後もしたいことをして行きます。そのしたいことが何であるかを今から予定することはできませんが、とにかく私の生命が地上にあらん限りは「今」という時における最も「したいこと」から「したいこと」を追うて行動するだけは確かであります。

この予審訊問を受けてから一週間後、文子は、たまたま拘置所を訪れた立松に再びの面談を求めた。

無政府主義図書館 (Japanese)

金子文子
第十二回訊問調書
大正十三年五月十四日：市ヶ谷刑務所
1988

<https://sinkousya.exblog.jp/11714906> (2026年2月17日検索)
小松隆二編『続・現代史資料3 アナーキズム』(みすず書房：1988)から、当該調書全文を転載しま
す(読みやすくするため、カタカナ書きの原文をひらがなに改め、ルビや句読点も補った)。

ja.theanarchistlibrary.org